インターネットと部落差別

デジタル社会の中で

今では私たちの生活に欠かせないインターネットですが、状況の変化も生まれています。

２０１６年、同和地区の所在をまとめた冊子の販売と、ネット上での公開が問題となりました。２０２３年、東京高等裁判所はこの行為を『差別されない権利』を侵害するものとして違法と判断しました。日本国憲法第13条（幸福追求権）・第14条（平等権）にもとづくこの権利が裁判所に認められたのは初めてのことで、差別をなくす取り組みにとって大きな前進といえます。

> **憲法14条平等権（差別されない権利）**
> **すべて国民は、法の下に平等であって　人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない**

インターネットやＳＮＳ、ＡＩの普及により、私たちは以前よりさらに膨大な情報を、手軽に収集できるようになりました。しかし一方では、同和地区の様子、例えば公園、店、工場、そして個人の表札や墓標までも映像に収め、ネット上でさらすという行為も行われています。

この行為についても、昨年の12月に、さいたま地方裁判所で次のような判決が出されました。

- ●すべての映像を削除すること
- ●ホームページへの掲載、書籍の出版、放送、映画化などの一切を禁止すること

これらの判決は、**「ネットを使った部落差別の拡散は、許されない」**ことを広く示したものです。

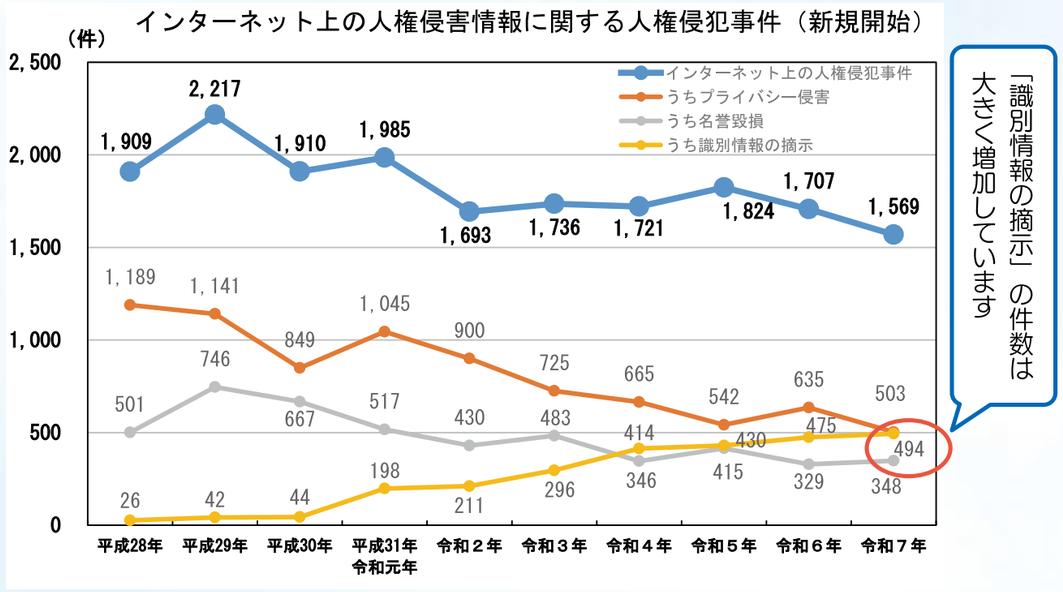
近年の人権侵犯事件の動向

法務省が公表した令和７（２０２５）年の調査によると、同和地区の所在地などをネット上に公開する「識別情報の摘示」に関する事案は４９４件にのぼり、平成28（２０１６）年の26件と比べると実に19倍にもなります。

こうした行為は偏見や差別をあおり、人権侵害につながるものです。

本市においても差別的な行為が起こっています。同和地区かどうかの問い合わせ、予断と偏見に満ちたネットへの投稿などです。こうした書き込みは、後で削除されたとしても、見た人の記憶の中に残り続け、当事者の不安感は解消されないままです。





（出典：法務省「令和７年における「人権侵犯事件」の状況について」より）

いま私たちに求められる行動

デジタル社会では、誰もが情報の受信者であり発信者でもあります。「面白そうだから」と安易に共有すると、差別の拡大や時には人の命に関わる深刻な問題につながります。

差別的な投稿を見かけた際は、運営会社への通報や、市役所の相談窓口への連絡も大切な行動です。

差別のない社会の実現に向けて、私たち一人ひとりができることから取り組んでいきましょう。

市役所の担当窓口
人権政策・男女共同参画課　☎５５７－５１１４
教育政策課　☎５５７－５１５０

私たちは いつから、
目の前の「人」を見なくなったのだろう。
誰かの情報に惑わされず、
自分の「目」と「心」で判断する。
偏見を、確かな事実で書き換えていこう。

令和８年度 福岡県同和問題啓発強調月間広報（北九州市発行）より